

社会福祉法人栗原市社会福祉協議会  
契約及び入札に関する要綱

平成28年7月28日制定  
平成29年7月20日一部改正

目次

第1章 総則（第1条－第3条）  
第2章 一般競争入札  
    第1節 参加資格（第4条－第5条）  
    第2節 公告及び入札（第6条－第16条）  
    第3節 落札者の決定等（第17条－第19条）  
第3章 指名競争入札（第20条－第23条）  
第4章 随意契約（第24条－第27条）  
第5章 せり売り（第28条）  
第6章 契約の締結（第29条－第37条）  
第7章 契約の履行  
    第1節 通則（第38条－第41条）  
    第2節 監督及び検査（第42条－第49条）  
第8章 雑則（第50条－第52条）  
附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、社会福祉法人栗原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が締結する売買、賃貸借、請負その他の契約及び入札に関する事務の取り扱いに関しては、経理規程に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）契約 本会を当事者の一方とする売買、賃貸借、請負その他の契約をいう。
- （2）入札 一般競争入札（条件付一般競争入札、制限付一般競争入札）、指名競争入札をいう。
- （3）契約担当者 会長又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。
- （4）契約者 本会と契約を締結する相手の者をいう。
- （5）入札執行者 会長又はその委任を受けて入札を執行する者をいう。

(6) 入札者 契約者となるため入札をする者をいう。

(事務の総括)

第3条 契約担当者は、契約及び入札に関する事務の適正な執行を期するため、契約に関する事務の処理の制度を整え、契約に関する事務の処理手続きを統一し、及び当該事務の処理について必要な調整をするものとする。

2 契約担当者は、契約及び入札に関する事務の適正な執行を期するため必要があると認めるときは、課長等に対し、その所掌事務に係る契約等に関する事務の状況に関する報告を求め、実地に調査し、又は当該事務の処理について必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

## 第2章 一般競争入札

### 第1節 参加資格

(競争入札参加者の資格)

第4条 会長は、特別の理由がある場合を除くほか、地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の4第2項のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(一般競争入札の参加者の資格審査等)

第5条 会長は、令第167条の4に定めるもののほか、同令第167条の5及び第167条の5の2の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格要件を定めることができる。

2 会長は、その者が入札に参加する資格の有無について審査をしなければならない。ただし、栗原市に入札参加登録している者は、この限りでない。

3 会長は、令第167条の5第2項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、当該資格を公告しなければならない。

4 会長は、規定により審査したときは、資格を有する者の名簿を作成するものとする。

5 一般競争入札に参加する者に必要な資格、入札参加資格を有する者の登録及びその取り消しについては、栗原市財務規則を準用する。

### 第2節 公告及び入札

(一般競争入札の公告)

第6条 契約担当者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札期日の10日前までに、次に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、急を要する場合は、5日前までに短縮することができる。

(1) 入札に付する事項

(2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(3) 契約条件を示す場所及び日時

- (4) 入札執行の場所及び日時
- (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (6) 入札の無効に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、入札に関し必要な事項  
(入札保証金の率)

第7条 契約担当者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その一般競争入札に参加しようとする者をして、その者の見積る入札金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。

(入札保証金に代わる担保)

第8条 第7条に規定する入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次に掲げるものとする。

- (1) 国債証券又は地方債証券、その他政府の保証のある債券
- (2) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (3) 銀行又は会長が確実と認める金融機関（出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が引き受け又は保証若しくは裏書きした手形
- (4) 銀行又は会長が確実と認める金融機関の保証
- (5) 公有財産売却システムを管理する事業者の保証

2 前項の担保の価値は、令第156条に定めるところによる。

(入札保証金の免除)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に本会を被保険者とする入札保証契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去2年間国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 前項第1号に該当する場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証書を提出させなければならない。

(予定価格の作成)

第10条 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、設計書又は仕様書、取引の実例価格に基づいて、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

3 予定価格を記載した書面（以下「予定価格調書」という。）は、封書にし、開札の際は、開札場所に置かなければならない。

（最低制限価格）

第11条 会長は、令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けたときは、予定価格調書に当該最低制限価格を記載しなければならない。

（入札執行）

第12条 会長は一般競争入札を行う場合は、その執行者にならなければならない。ただし、代理者をして執行させることができる。

第13条 入札執行者は、契約条件、現場の状況等を入札者をして周知させたことを確認した後、第6条の規定により公告した入札執行の日時に同項の規定により公告した入札執行の場所において入札案件1件ごとに作成した入札書を提出させなければならない。

2 入札執行者は、入札者が代理人であるときは、代理権を証する書類を提出させ、これを確認しなければならない。

3 入札執行者は、開札の際に第10条の規定による封書を開札場所に置かなければならない。

（入札の延期等）

第14条 入札執行者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を延期し、中止し、又は取り消すことができる。

（1）天災、地変等により入札の執行が困難なとき。

（2）入札が適正に行われぬおそれ又は行われなかつたおそれがあると認められるとき。

（3）前各号に掲げるもののほか、やむを得ない事情が生じたとき。

（入札者の失格）

第15条 入札執行者は、入札者が次の各号のいずれかに該当するときは、失格とし、入札又は再度入札に参加させてはならない。

（1）入札期日において、令第167条の4の規定に該当するとき。

（2）入札期日において、当該入札に係る第5条第1項の規定により会長が定めた資格を有しなくなったとき。

（3）入札期日において、指名停止を受けている期間中であるとき。

（4）代理人が入札者の委任状を提出しないとき。

（5）入札保証金又は入札保証金に代わる担保を提出しないとき。ただし、入札保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。

（6）正当な理由がなく、指定された日時及び場所に入札書を提出しないとき。

（7）入札公告に示した入札参加条件に違反したとき。

（8）最低制限価格を設けた場合において、当該最低制限価格を下回る入

札を行ったとき。

(9) 公正な価格を害し、又は不正の利益を図る目的をもって連合するなど私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）に抵触する行為その他の不正の行為を行ったとき。

(10) 正常な入札の執行を妨げる行為をしたとき。

2 入札執行者は、入札者又は代理人（以下「入札者等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、失格とし、入札又は再度入札に参加させないことができる。

(1) 独禁法に抵触する行為その他の不正の行為を行ったおそれがあるとき。

(2) 正常な入札の執行を妨げる行為をするおそれがあるとき。

(入札者の無効)

第16条 入札執行者は、入札が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該入札の全部又は一部を無効としなければならない。

(1) 前条の規定により失格となった者が入札を行ったとき。

(2) 入札者等が2以上の入札を行ったとき。

(3) 入札書の記載内容に重大な不備があり、入札者等の意思が明らかでない認められるとき。

### 第3節 落札者の決定等

(落札者)

第17条 売却及び貸付け以外の場合においては、有効な入札を行った入札者等のうち、予定価格以下の最低価格をもって入札した者を落札者とする。

2 売却及び貸付けの場合においては、有効な入札を行った入札者等のうち、予定価格以上の最高価格をもって入札した者を落札者とする。

3 第1項の入札において最低制限価格を設けたときは、同項の規定にかかわらず、予定価格以下の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とする。

(落札後の措置)

第18条 会長は、落札者を決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知しなければならない。

(入札保証金の還付)

第19条 入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。）は、入札終了後、還付する。ただし、落札者に対しては、契約締結後（契約保証金を納付させる契約にあっては、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供後）還付するものとする。

2 入札保証金は、落札者の申出により契約保証金に充当することができる

る。

### 第3章 指名競争入札

(指名競争入札の参加者の資格審査等)

第20条 会長は、令第167条の第2項の規定により指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めるものとする。

2 会長は、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。ただし、栗原市に入札参加登録している者は、この限りでない。

3 第5条第3項の規定は、指名競争入札の場合に準用する。

4 会長は、同条第2項の規定により審査したときは、資格を有する者の名簿を作成するものとする。

5 会長は、同条第1項の規定に基づいて定めた資格が、第5条第1項の規定に基づいて定めた資格と同一であるなどのため、同条第2項に規定する審査及び前項に規定する名簿の作成の必要がないと認めるときは、当該審査及び名簿の作成は行わず、同条第2項の規定による参加する者の資格の審査及び同条第4項の規定による名簿の作成をもって代えるものとする。

6 指名競争入札に参加する者に必要な資格、入札参加資格を有する者の登録及びその取り消し等に関する事項は、栗原市財務規則を準用する。

(指名等)

第21条 会長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、前条第4項に規定する名簿に登録された者のうちから、5人以上を指名しなければならない。ただし、特別な事情がある場合には5人未満とすることができる。

2 第6条(第2号を除く。)の規定は、令第167条の12第2項の規定により指名競争入札に参加させようとする者に通知する場合に準用する。この場合において、「一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と、「公告しなければならない」とあるのは「通知しなければならない」と読み替えるものとする。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第22条 第7条から第21条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。この場において、第11条中「令第167条の10第2項」とあるのは「令第167条の13において準用する令第167条の10第2項」と、第13条中「令第167条の10第1項」とあるのは「令第167条の13において準用する令第167条の10第1項」と、第16条第1項第1号中「令第167条の4」とあるのは「令第167条の11第1項において準用する令第167条の4」と、同項第2号中「第5条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同項第7号中「入札公告」とあるのは「指名通知」と読み替えるものとする。

(指名競争入札における入札者の失格の特例)

第23条 入札執行者は、前条において準用する第15条の規定によるほか、入札者が指名競争入札の指名を取り消されたときは、失格とし、入札又は再度入札に参加させてはならない。

#### 第4章 随意契約

(随意契約の範囲)

第24条 令第167条の2第1項第1号に規定する本会経理規程で定める額とし、契約でその予定価格が次に掲げる種類に応じ定められた額を超えない場合とする。又随意契約によることができる合理的な理由などについては、本会経理規程第77条を準用する。

- (1) 工事又は製造の請負 250万円
- (2) 食料品・物品等の買入れ 160万円
- (3) 前各号に掲げるもの以外 100万円

(随意契約の予定価格)

第25条 契約担当者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、あらかじめ第10条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、災害等緊急に契約を締結する必要がある、かつ、予定価格を定めるいとまがないときは、この限りでない。

(見積書の徴収)

第26条 契約担当者は、随意契約を締結しようとするときは、3人以上の者から見積書を徴し比較するなど適正な価格を客観的に判断しなければならない。ただし、予定価格が第24条第1項の各号に掲げる契約の種類に応じ定められた額を超えないときは、2人の者からの見積書を徴し比較するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、1人から見積書を徴することができる。

- (1) 再度入札に付しても落札者がいないとき。
- (2) 機密を要する印刷物の購入契約を締結しようとするとき。
- (3) 災害その他の事由により緊急に必要とする物品等の購入契約を締結しようとするとき。
- (4) 購入する物品が特殊なため、その業者が限定されているとき。
- (5) 地域的特殊事情により、その取扱業者がほかにいないとき。
- (6) 前各号に定める場合のほか、1件の予定価格が20万円未満の契約において、会長が1人の見積書で適当と認めるとき。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書を徴さないことができる。

- (1) 国、地方公共団体又は公共的団体と契約するとき。

- (2) 法令により価格又は料金に統制の定めがあるとき。
  - (3) 新聞、図書、定期刊行物等を購入するとき。
  - (4) 災害その他の緊急を要する場合において契約するとき。
- (一般競争入札に関する規定の準用)

第27条 第18条第1項及び第19条の規定は、随意契約の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「落札者」とあるのは「契約の相手方」と、「入札」とあるのは「随意契約」と読み替えるものとする。

## 第5章 せり売り

(一般競争入札に関する規定の準用)

第28条 第5条第1項及び第4項、第6条から第10条まで、第12条、第18条並びに第19条の規定は、せり売りの場合に準用する。この場合において、「令第167条の5」とあるのは「令第167条の14において準用する令第167条の5第1項」と、「一般競争入札」とあるのは「せり売り」と読み替えるものとする。

## 第6章 契約の締結

(契約書の作成及び記載事項)

第29条 契約担当者は、一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)により落札者を決定したとき、又は随意契約若しくはせり売りにより相手方を決定したときは、7日以内に契約書を作成し、契約を締結しなければならない。

2 前項の契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当しない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法
- (3) 監査及び検査
- (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅滞利息、違約金その他の損害金
- (5) 危険負担
- (6) かし担保責任
- (7) 契約に関する紛争の解決方法
- (8) その他必要な事項

3 前項の規定により契約書を作成する場合においては、会長は契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければならない。

(契約書の作成を省略することができる場合)

第30条 契約担当者は、次のいずれかに該当するときは、第29条第1項



に規定する契約書の作成を省略することができる。

- (1) 競争入札による契約又は随意契約で契約金額100万円を超えない契約をするとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- (4) 前第1号及び第3号に規定する場合のほか、随意契約による場合において会長が契約を作成する必要がないと認めるとき。

2 第1項の規定により契約書の作成を省略する場合においても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

(公正入札違約金)

第31条 契約担当者は、契約を締結した後において、当該契約の相手方の入札が第15条第1項第9号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、契約金額の100分の10に相当する額の公正入札違約金を当該契約の相手方から徴することができる。

2 会長は、前項に規定する公正入札違約金の支払いに代え、当該公正入札違約金の額に相当する額を支払代金から控除することができる。

(契約保証金)

第32条 契約担当者は、契約者にその契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。

(契約保証金の免除)

第33条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部または一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に、本会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央銀行その他の財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国、地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納の特約が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 財産を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 国、地方公共団体又は公共的団体と契約を締結するとき。
- (7) 前各号に定める場合のほか、確実に契約が履行されるもので、会長

が適当と認めるとき。

- 2 前項第1号に該当する場合においては、当該履行保証保険契約に係る保険証券を、同項第2号に該当する場合においては、当該工事履行保証契約に係る保証証券を提出させなければならない。

(契約保証金に代わる担保)

- 第34条 第8条の規定は、契約担当者が契約保証金の納付に代えて担保を提供させる場合に準用し、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証又は契約保証金の納付に代えることができる担保とする。

(契約の変更)

- 第35条 契約担当者は、契約締結後の事情により必要があると認めるときは、相手方と協議して契約の変更をすることができる。

- 2 前項の規定により契約を変更したときは、変更契約書又は変更請書を作成しなければならない。ただし、第30条第2項の規定により請書の徴収を省略した契約の変更については、この限りでない。

(契約の解除)

- 第36条 契約担当者は、契約の相手方がその義務を履行しない場合は、当該契約を解除することができる。

- 2 前項の規定による契約の解除は、書面により契約者に通知しなければならない。

- 3 第1項の場合において、本会が損害を受けたときは、契約者は、その損害を賠償しなければならない。

(契約保証金の還付)

- 第37条 契約保証金は、契約履行後に還付するものとする。ただし、契約において、かし担保義務期間の満了までその全部又は一部の還付を留保することができる。

## 第7章 契約の履行

### 第1節 通則

(契約遅滞の違約金)

- 第38条 会長は、契約の相手方の責めに帰すべき理由により、履行期限までに履行が完了しない場合は、契約金額（可分のもので一部の引継ぎを了し、又は一部の納付があったときは、その残額）について、遅滞日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して、決定する率の割合で計算した違約金を徴する旨の約定をしなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を履行遅滞に対する賠償額と予定した場合は、この限りでない。

2 前項の違約金を徴収する場合は、契約代金又は契約保証金から控除し、なお不足があるときは、その不足分を徴収するものとする。

(前金払)

第39条 会長は、公共工事の前金払保証事業に関する法律第5条第1項の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る工事及び測量・建設コンサルタント等の業務に要する経費で1件の金額が150万円以上のものについては、4割を超えない範囲に限り、前金払の契約をすることができる。

2 前項の場合において、契約の相手方から前金払保証契約書(証書謄本のほか写し1通)の寄託を求め、保管しなければならない。設計変更等の理由により前金払保証契約書の記載事項に変更を要する場合も、また同様とする。

(中間前金払)

第40条 前条第1項の契約をした会長は、当該契約に係る工事(請負代金の額が1件500万円以上のものに限る。)に要する経費について、必要があると認定したときは、その工事の請負代金の2割の額を超えない範囲内に限り、中間前金払(前条の規定による前金払に追加してする前金払をいう。以下同じ。)の契約をすることができる。

2 前項の場合において、契約の相手方から中間前金払保証契約書(証書謄本のほか写し1通)の寄託を求め、保管しなければならない。設計変更等の理由により中間前金払保証契約書の記載事項に変更を要する場合も、また同様とする。

(部分払)

第41条 会長は、工事若しくは製造の請負契約又は物件購入契約の履行完了前において、その既済部分又は既納部分に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定める額を限度として部分払をすることができる。

(1) 工事又は製造の請負 既済部分に対する代価の10分の9に相当する額

(2) 物件の買入れ 既納部分に対する代価に相当する額

## 第2節 監督及び検査

(監督)

第42条 会長又はその委任を受けた者から監督を命ぜられた職員又は令第167条の15第4項に基づき監督の委託を受けた者(以下「監督職員」という。)は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて監督を行わなければならない。

2 監督職員は、必要があるときは契約の履行について、立会、工程の管理、履行途中における試験、検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必

要な指示をしなければならない。

- 3 監督職員は、監督の実施にあたっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。
- 4 監督職員は、監督にあたってはその任を命じた者と緊密に連絡するとともに、その要求に基づき又は随時に、監督の実施状況について報告をしなければならない。

(検査職員の設置及び検査担当区分)

第43条 地方自治法第234条の2第1項の規定に基づく検査を行わせるため、検査職員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 契約担当者又は契約担当者が指定した所属職員
  - (2) 前第1号に規定する者以外の者で、特に会長から任命された者
  - (3) 令第167条の15第4項の規定に基づき検査の委託を受けた者
- 2 前項の検査職員に事故があるとき、又は件名に限り特別に検査を必要とするときは、当該検査職員以外の職員に、臨時に検査を命ずることができる。
  - 3 検査職員は、検査の執行にあたって必要があると認めるときは、職員のうちから検査補助員を指名することができる。この場合において、検査職員はその検査補助員の属する課の長とあらかじめ協議して指名するものとする。

(検査の種類)

第44条 検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 部分検査 給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合や、契約を解除しようとする場合において、既済部分又は既納部分の確認をするための検査。
- (2) 中間検査 契約の給付の完了前において、随時に行う検査。
- (3) 完了検査 契約についての給付の完了を確認するための前第2号の検査済部分を含む検査。

(検査職員の一般的職務)

第45条 検査職員は、契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて検査を行わなければならない。

- 2 検査職員が検査をするにあたっては、別に定めがある場合を除き契約者から契約の給付の完了に関する給付完了通知書を査収し、契約者の立合いを求め、検査しなければならない。
- 3 検査職員は、請負契約について必要があるときは、当該契約に係る監督職員の立合いを求めて、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

4 検査職員は、前項以外の契約について当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

(検査執行不能等の報告)

第46条 検査職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該職員が所属する課の長にその事情を報告し、その指示を受けなければならない。

(1) 検査執行のできないとき。

(2) 令第167条の4第2項第1号及び第4号から第6号までの規定に該当すると認めるとき。

(3) 前第2号に掲げるもののほか、検査について疑義があるとき。

(検査職員の兼務禁止)

第47条 検査職員は、同一契約について監督職員の職務を行ってはならない。

(検査調書の作成)

第48条 検査職員は、検査の結果が適正であると認めるときは、直ちに検査調書を作成し、当該検査任命者及び契約担当者に復命し、又は回議しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第30条の規定により契約書の作成が省略された場合に限り、検査調書の作成を省略することができる。この場合には、契約関係諸票に当該職員の検査又は検査済みの認印をもって検査又は検収に関する調書に代えることができる。

(検査不合格の場合の措置)

第49条 検査職員は、検査の結果、不合格となったものについて手直し、補強又は取替えをさせる必要があると認めるときは、監督職員又はその任命者に通知し、その指示により新たに期限を指定して手直しその他適宜の措置を行わせなければならない。また、引取り、追納等をさせる必要があると認めるときは、その期限を指定して適宜の措置を契約者に行わせなければならない。

2 検査職員は、前項の規定により手直し、補強、取替え又は追納等をさせたものについて再検査をしたときは、そのものについて検査調書を作成し、その期限、既往検査日付及び検査内容を記載しなければならない。

3 第48条第2項の規定に基づき検査調書の作成を省略した場合は、前項の記載は当該契約関係諸票に再検査日付を記入し、押印して検査調書に代えるなどの適当な方法によらなければならない。

## 第8章 雑則

(長期継続契約)

第50条 長期継続契約を締結することができる契約については、栗原市長期継続契約に関する条例等に基づくものとする。

(契約及び入札に関する規定の準用)

第51条 この要綱に定めるもの以外については、栗原市財務規則及びこれらに関する諸規程等を準用するものとする。

(補則)

第52条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は平成28年8月1日から施行する。

附則

この要綱は平成29年8月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。